資料３

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用について

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付
政策統括室

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会　概要①

◎検討会の趣旨

国家資格におけるマイナンバー制度の利活用に関しては、令和２年７月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）において、各種免許・国家資格、教育等におけるマイナンバー制度の利活用について検討し、必要に応じて共通機能をクラウド上に構築することとされている。また、基本計画において、地域における看護や介護等の担い手の確保などの観点から、ITを活用した有資格者等の掘り起こしについて検討することとされている。

これを受け、社会保障に係る資格取得者の利便性の向上とともに、社会保障の担い手確保等に資するよう、社会保障に係る国家資格におけるマイナンバー制度利活用について、有識者の参集を得て具体的検討を行う。

参考情報

（基本理念）
第三条　（略）
２　**個人番号**及び法人番号**の利用に関する施策の推進は**、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、**社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図る**とともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。

［行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号（抄）］

- 各種免許・国家資格、教育等におけるマイナンバー制度の利活用について検討する。必要に応じて共通機能をクラウド上に構築する。

［経済財政運営と改革の基本方針2020（令和２年７月17日閣議決定）］
［成長戦略フォローアップ（令和２年７月17日閣議決定）］
［世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（（令和２年７月17日閣議決定）］

- 地域における看護や介護等の担い手の確保などの観点から、ITを活用した有資格者等の掘り起こしについて検討する。

［世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（（令和２年７月17日閣議決定）］

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会　概要②

◎社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用の必要性

社会保障に係る資格の諸手続に関しては、現在、紙処理のため、以下のような課題がある。

- 資格取得時の申請に当たって、紙媒体での申請（添付書類含む）が求められる
- 資格取得後も免許情報の変更がある場合、紙媒体での申請（添付書類含む）が求められる
- 資格所有者が死亡時に家族等が本人の戸籍を取り寄せて手続を行う必要がある
- 手続の煩雑さからか、必要な手続（変更の届出や死亡届）が現状必ずしも履行されていない
- 就職時等に資格を有している証明を行うに当たって、免許証等の原本の提出などが求められる

◎マイナンバー制度の利活用によって期待できる事項

- **住基システムや戸籍情報システムとの連携による、各種届出時の添付書類の省略（論点１）**
- **マイナンバーカードの本人認証の仕組みを活用した、各種届出のオンライン化（論点１）**
- **変更の届出や死亡届の申請漏れを防ぐ（論点１）**
- **マイナポータルを活用した、資格所有者から第三者への資格所持の証明、提示（論点２）**
- **マイナポータルを活用した就職情報の提供等（論点３）**

◎検討会において議論すること

上記の実現に向けて、本検討会では、主に以下の観点から議論いただく

- **社会保障に係る資格におけるマイナンバーとの情報連携等に関する利活用策**
- **マイナポータルを活用した資格情報の閲覧や人材確保策等更なる利活用策**

社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会　概要③

◎**検討の対象とする資格について**

マイナンバー制度が、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であることを踏まえ、マイナンバーと連携させる対象資格については、社会保障の給付に関わる対人サービスや給付の調整、手続に関わるものとし、以下の31職種を念頭に議論を行う。

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、栄養士、保育士、介護支援専門員、社会保険労務士

ただし、今後、政府全体の議論や有資格者の掘り起こしの必要がある資格の精査等を踏まえ、**更なる対象資格の拡大も検討する**こととする。

社会保障に係る資格別の免許証等発行数、変更届出件数

職種	資格保有者数（※１）	免許証等発行数/年（※２）	変更届出件数/年（※２）	死亡届出数/年（※３）
医師	573,032	8,869	3,357	1,180
歯科医師	188,083	2,003	959	283
薬剤師	490,082	9,607	6,282	223
保健師	286,057	7,538	9,873	4
助産師	145,205	2,459	1,699	1
看護師	2,075,447	65,864	38,470	91
准看護師	304,479	10,379	不明	不明
理学療法士	172,252	10,970	3,046	0
作業療法士	94,420	5,100	2,314	0
視能訓練士	16,166	901	396	0
義肢装具士	5,516	235	17	0
言語聴覚士	32,833	2,087	957	0
臨床検査技師	202,255	3,916	2,036	3
臨床工学技士	45,631	2,324	423	0
診療放射線技師	88,728	2,473	759	1
歯科衛生士	289,940	7,804	5,677	1
歯科技工士	120,969	999	331	4
あん摩マッサージ指圧師	196,768	1,317	549	39
はり師	180,697	2,727	1,041	24
きゅう師	179,507	2,860	1,036	24
柔道整復師	82,048	4,118	685	21
救急救命士	61,771	2,544	191	1
介護福祉士	1,694,126	65,849	14,042	27
社会福祉士	238,855	12,270	2,791	4
精神保健福祉士	86,763	4,232	1,086	1
公認心理師	34,170	10,884	489	1
管理栄養士	244,487	10,291	5,801	2
栄養士	1,097,359	18,037	不明	不明
保育士	1,598,556	59,392	27,437	15
介護支援専門員	698,612	不明	不明	不明
社会保険労務士	42,887	2,154	3,808	144
計	11,263,222	340,203	135,552	2,094

（※１）令和元年12月時点。介護支援専門員は令和２年９月末時点。介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士は令和２年１月時点。社会保険労務士は令和元年度、准看護師は平成30年度。　（※２）平成30年度。管理栄養士、公認心理師、社会保険労務士は令和元年度。　（※３）平成29年度。公認心理師、管理栄養士、社会保険労務士は令和元年度、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士は平成３０年度。

論点１：届出の簡素化及びオンライン化について

（１）登録の申請時（免許取得時）

○マイナンバーを提供した者については、戸籍抄（謄）本又は住民票の写しの提出を省略するとともに、マイナンバーカードの本人認証機能を活用することで、申請手続をオンラインで完結させる。

・登録免許税／手数料の支払いについて、マイナポータルの公金決済機能を活用して納付できることとする。

・国家試験の合格証明書については、申請書に国家試験の施行年月、受験番号と受験地を記載することで添付を省略する。

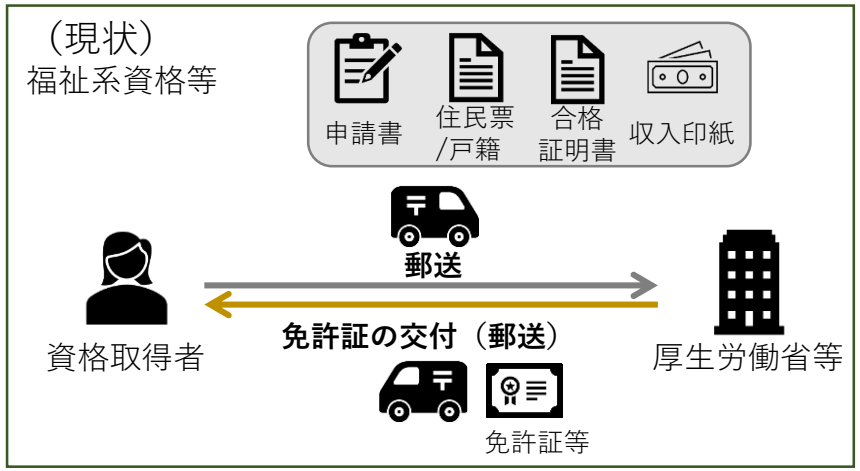

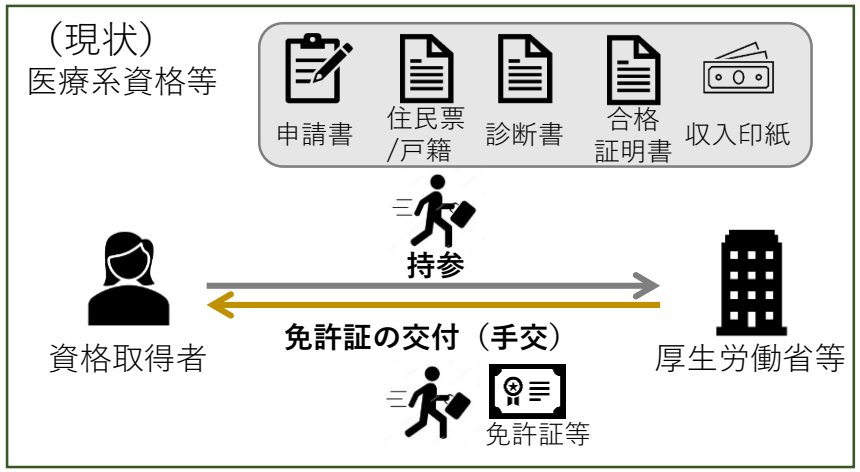

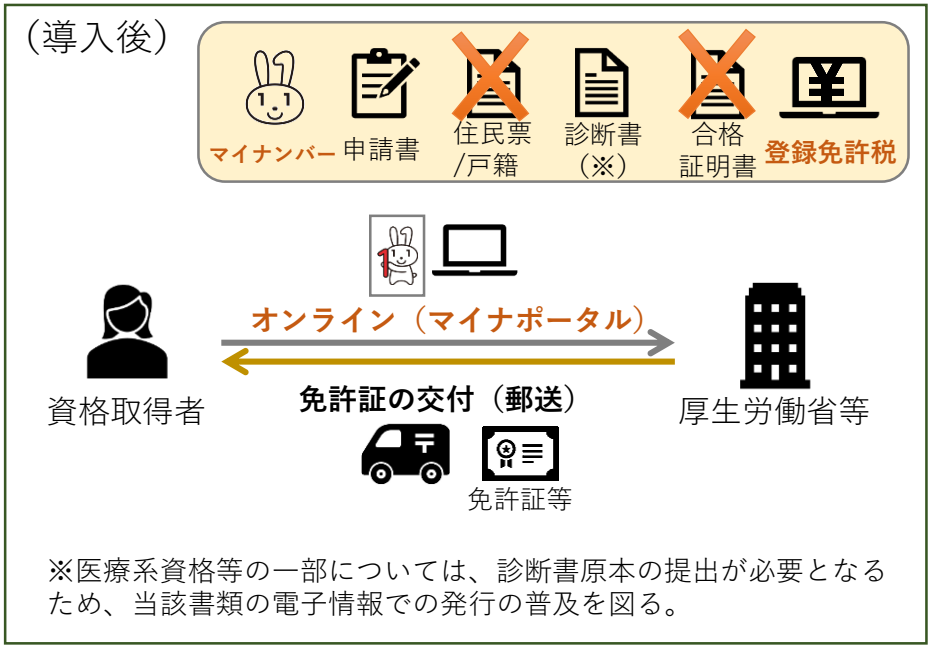

（留意点）

○養成施設の卒業証明書等、書類での提出が必要となっているものについては、電子情報で発行できることが必要。

○現状行っている対面での手続から郵送での手続に変更するに当たっては、本人確認が担保されることを検証した上で検討する。

論点１：届出の簡素化及びオンライン化について

（２）登録事項（氏名、本籍地都道府県名、性別等）の変更時（免許の書換え時）

○マイナンバーを提供した者については、戸籍抄（謄）本又は住民票の写しの提出を省略するとともに、マイナンバーカードの本人認証機能を活用することで、手続を全てオンラインで完結できるようにする。

・登録免許税／手数料の支払いについて、マイナポータルの公金決済機能を活用して納付できることとする。

・登録事項の変更後、登録済証明書を発行することとし、希望する者についてのみ免許証等の書換えを行う。

・法令遵守の観点から、1年に1回の頻度で地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に資格者情報を照会し、必要な届出がなされていない有資格者については、届出勧奨を行うこととする。

○将来的に、氏名、本籍地等の変更を自動的に把握できるシステムが、費用面を含めて整備可能となれば、届出の手続自体を不要とすることも検討する。

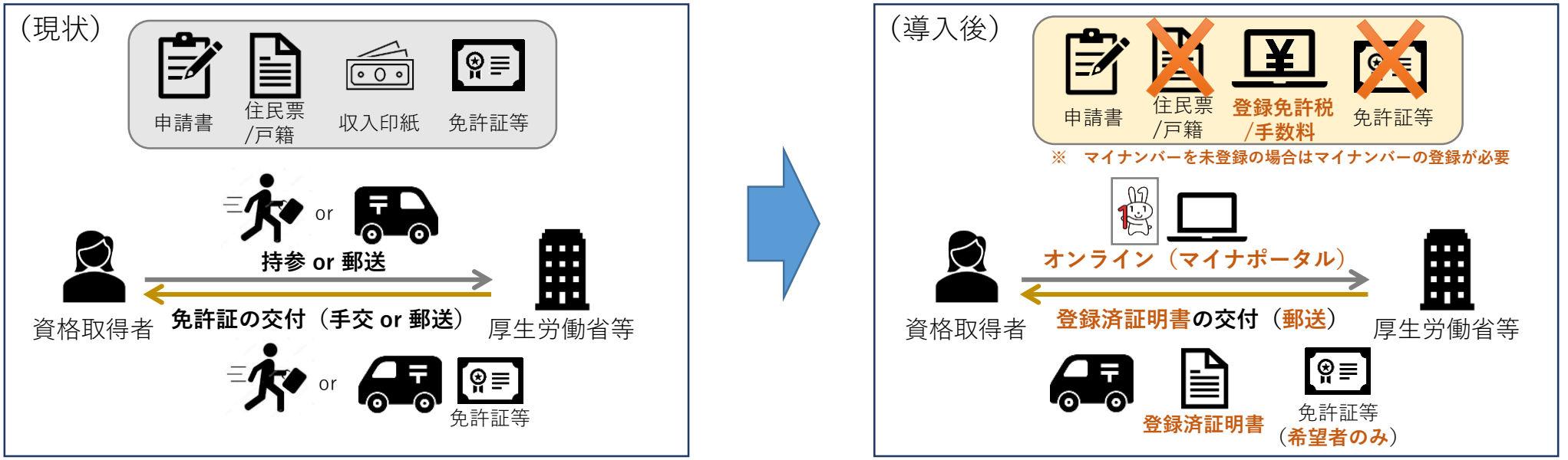

（留意点）

○現在の社会保障関係資格において、登録事項の変更に伴う免許証の書換えについては、多くの資格で法令上任意の手続として定められているが、介護福祉士など一部の資格においては免許証等の書換えが義務化されている。手続の簡素化を推進する目的から、社会保障に係る資格の免許証等の書換えの必要性（特にサービスの受け手に対して有資格者であることを示すことが求められる場合）について検証し、見直しを行う。なお、登録事項の変更後、登録済証明書の発行は義務付けることとする。

○免許証等の書換えを希望する場合には、旧免許証等の破棄が確実に実施されるよう必要な措置を講じる。

○オンラインでの申請だけでなく、郵送による手続も存置する。その場合、マイナンバーを提供した者については戸籍抄（謄）本又は住民票の写しの提出を省略できる。

論点１：届出の簡素化及びオンライン化について

（３）死亡時

現状、死亡届（登録抹消申請）数が実際の死亡者数より少なく、提出されるべき届出の多くが未提出である点に鑑み、死亡届出制度は存置しつつも、死亡を理由とする職権での登録原簿抹消を行うこととし、登録原簿内容の正確性の向上を目指す。また、免許証等の返還は求めないこととする。

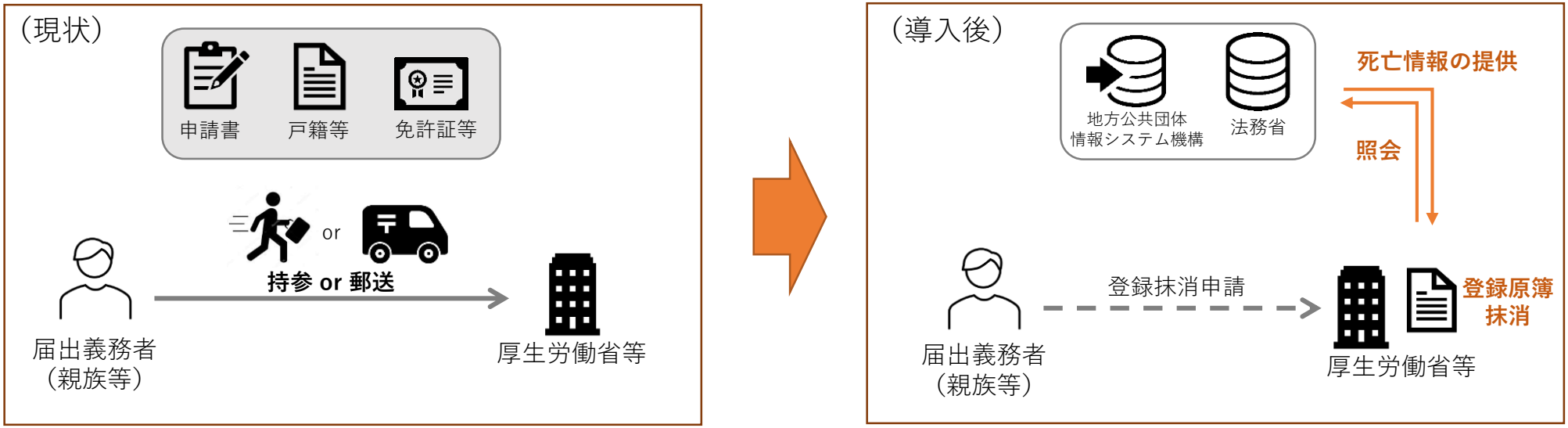

主な資格における死亡届出数

職種	資格保有者数（※１）	死亡届出数/年（※２）	想定死亡届出数/年（※３）
医師	573,032	1,180	9,551
歯科医師	188,083	283	3,135
薬剤師	490,082	223	8,168
保健師	286,057	4	4,768
助産師	145,205	1	2,420
看護師	2,075,447	91	34,591
准看護師	304,479	不明	5,075
介護福祉士	1,694,126	27	－
社会保険労務士	42,887	144	－

（※１）令和元年12月時点。介護福祉士は令和２年１月時点。　（※２）平成29年度。社会保険労務士は令和元年、介護福祉士は平成３０年度。

（※３）「想定死亡届出数」は、平均寿命（男性81歳、女性87歳）を考慮して、創設から60年経過した資格について、資格取得者数の60分の1程度が死亡すると想定して計算した数値。

論点２：マイナポータルを活用した資格所持の証明、提示

○資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの本人認証を活用して証明、提示できるようにする（必要性の高い資格から順次導入）。
・PCまたはカード読み取り機能の付いたスマートフォン等からマイナポータルにログイン後、本人の資格情報を照会し、取得した資格情報を第三者に証明、提示する。

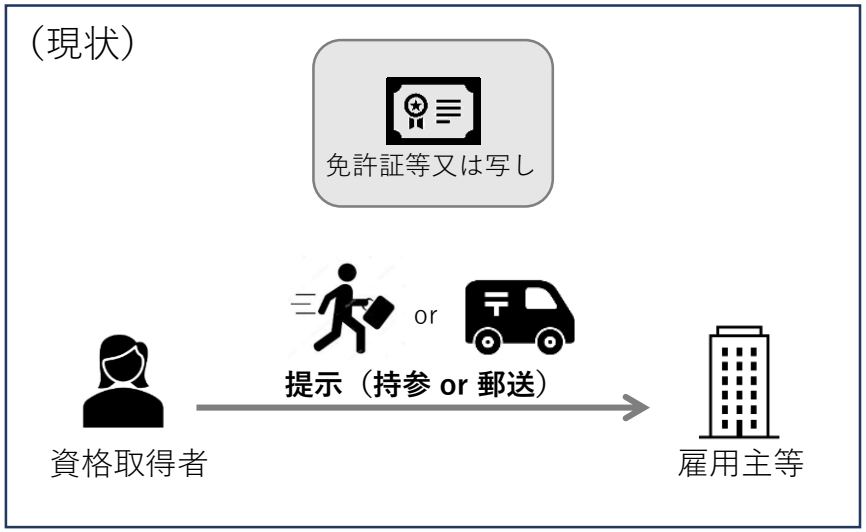

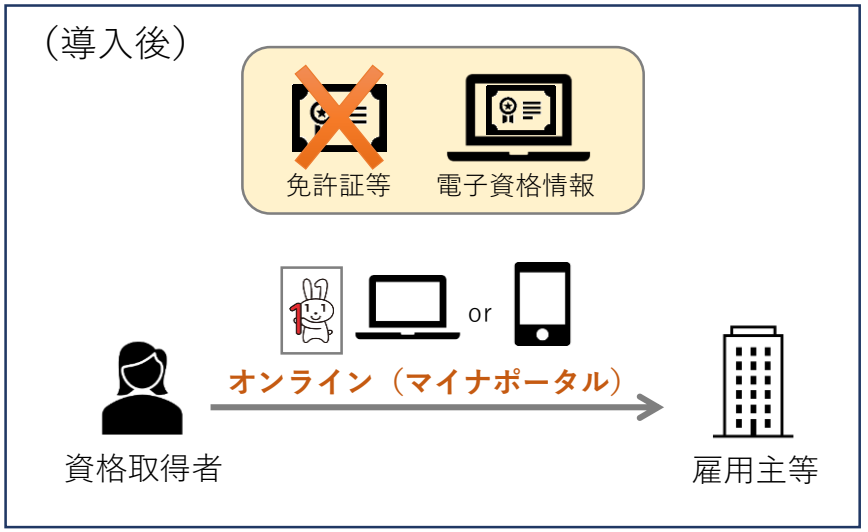

（留意点）
○この機能を利用できるのはマイナンバーカード保有者のみ。
○現在、券面により医師等の資格を公的に証明できるものとしては、HPKIカードがある。

論点３：マイナンバー制度を利活用した資格管理簿と就業届等の情報の突合による人材活用について

人材確保が課題である資格について、
・資格保有者が定期的に届け出る就業状況と連携することで、潜在資格者の的確な特定と、効果的な就労支援に繋げる。
・マイナンバー制度を活用したシステムを構築することで、就業場所の偏在是正や高い資質を備えた人材活用に繋げる。

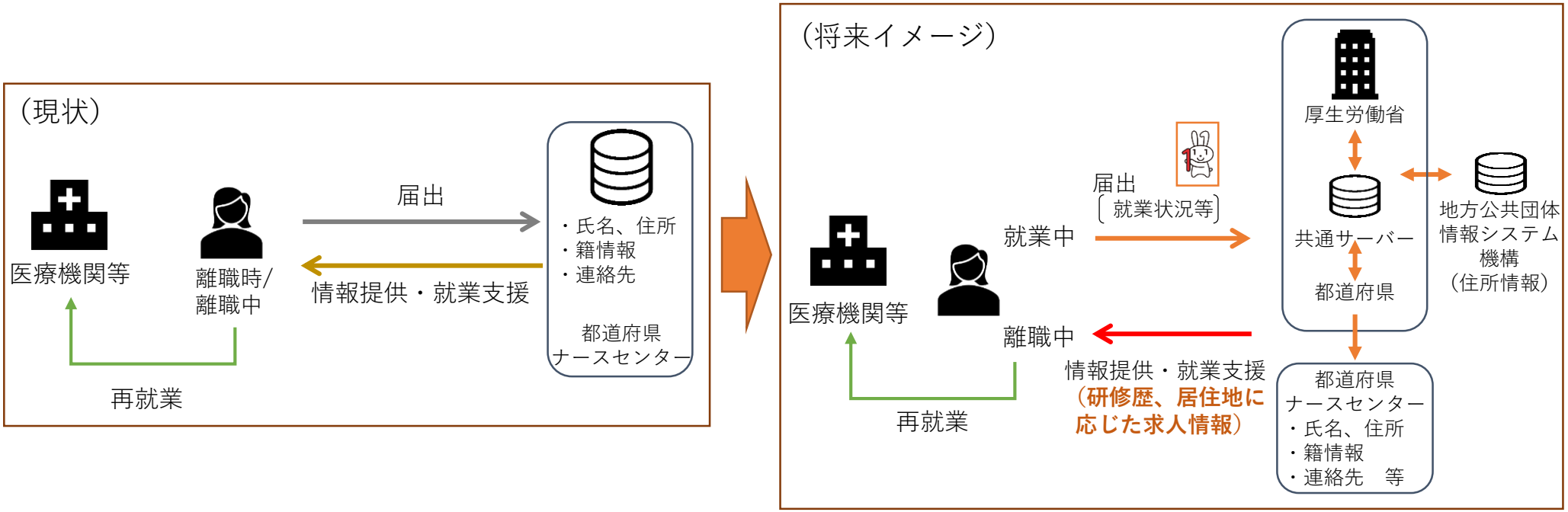

（留意点）
○既に資格保有している者については、これらの届出と併せてマイナンバーの登録が行えるよう検討。
○就業状況等の届出先は現行制度通り都道府県とし、国と都道府県が共通のサーバーを通して情報の共有化を図ることを想定。
○届出情報の充実やデジタル化等今後のあり方について別途検討。
○就業支援に必要な情報は、看護師等の同意を得た上でデータを活用する仕組みを検討。
○就業支援の具体的方法については、離職時の届出を含む現行スキームのあり方と併せ別途検討。

その他の論点：マイナンバーの登録方法について

マイナンバーにより情報連携を行うためには、その前提として、全ての資格において資格申請者（資格所持者）から資格管理者に対してマイナンバーを登録する必要がある。マイナンバーの登録方法については、新規資格取得者、資格保持者のそれぞれについて、以下の形で進めることを想定している。

１．新規資格取得者の場合

〇各資格の免許証等申請書の提出時に、マイナンバーの登録を求める。

２．資格保持者の場合

（一般的な取り扱い）

〇施行後、国はマイナンバーの登録の呼びかけを行う。

〇変更申請の際には、合わせてマイナンバーの登録を求める（これにより、添付書類を省略）。

（定期的に届出を行うこととなっている資格）

〇届出と合わせてマイナンバーの登録を求める。

・三師調査（医師、歯科医師、薬剤師）の届出時

・業務従事者届（保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士）の届出時

（離職時に届出を行うこととなっている資格）

〇届出と合わせてマイナンバーの登録を求める。

・離職届（保健師、助産師、看護師、准看護師、介護福祉士）の届出時

国家資格等管理システム（仮称）の基本イメージ（案）について

実現イメージ

地方公共団体情報システム機構（JLIS）

法務省

住基システム

戸籍システム
※令和5年度以降

【オンライン申請等の実現】
マイナポータルや公的個人認証の活用による
①申請手続きのデジタル化・オンライン化
②厳格な本人確認　等

【添付書類・手続きの撤廃等】
住民基本台帳システムとの連携等による
①添付書類の省略や変更手続きの不要
②国家資格の登録情報の最新化　等

④データ連携
マイナンバー等による住所・死亡情報等の連携

政府共通プラットフォーム

①申請・照会

⑦通知・回答等

マイナポータル

②マイナポータルからデータを送信

⑥マイナポータルへデータを送信

国家資格等管理システム

電子証明書

資格申請者

資格の管理者

③資格データの統合・連携・管理

⑤API連携

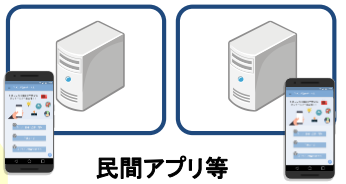

民間アプリ等

【クラウド上にシステム構築】
クラウド上に国家資格等DBを構築することによる
①システム構築・維持管理コストの低減
②各種DB等との連携円滑化　等

※資格取得のために必要な試験の申込手続き等のオンライン化等についても合わせて検討。